

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

8. 会議の経過

令和7年9月26日（火）午後2時06分開議

○委員長（山下佳代君） ただいまから環境都市常任委員会を開会いたします。

これより、先ほどの本会議におきまして議案訂正が承認されました議案第3号及び議案第6号の審査を行います。

議案第3号、我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、訂正理由の説明を求めます。

○交通政策課長補佐（飯塚寛明君） それでは、議案第3号、我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、環境都市常任委員会の審議を踏まえ訂正しましたので御説明いたします。

訂正した議案書16ページをお開きください。

令和8年度から、自転車駐車場の定期使用に係る使用料を改定するため、我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案させていただきましたが、委員会の審議を踏まえ、これまで屋内自転車駐車場の3階層または3階層以上を除いた駐車区画に設定されていた学生等に対する自転車の定期使用料の割引を市内全ての自転車駐車場に設定する内容に訂正し、改めて提案させていただくものになります。

訂正した、議案資料14ページを御覧ください。

今回の定期使用料の改定では、全ての自転車駐車場において、学生、ひとり親世帯に対する自転車の使用料の割引を設定しました。

割引料金である学生等の使用者区分を設定するに当たり、屋内自転車駐車場においても、今まで割引の対象外であった建物の3階層または3階層以上、新旧対照表では3Fと表現されています。こちらについても新たに学生等の区分を適用することとしましたので、我孫子駅北口を除いた各自転車駐車場の欄の下段に、新たに使用者区分に学生等を追加しています。

学生等の料金設定については、改定後の使用者区分、一般の一月分の使用料算定額の70%とし、端数があるときは50円単位に切り上げ、12月を乗じて年間使用料を算定しています。これにより、学生、ひとり親世帯に対する改定案の年間使用料については、屋内の自転車駐車場の3階層または3階層以上では現在の使用料6,000円から5,400円に、屋外の我孫子駅、天王台駅周辺の自転車駐車場については6,000円から6,600円に、成田線沿線の自転車駐車場については現在の料金を据え置いて4,200円としました。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（山下佳代君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

議案第3号に対する質疑を打ち切ります。

議案第6号、我孫子市水道事業給水条例及び我孫子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、訂正理由の説明を求めます。

○給水課長補佐（洞毛秀男君） それでは、議案第6号、我孫子市水道事業給水条例及び我孫子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

初めに訂正理由についてです。

環境都市常任委員会の審議を踏まえ、我孫子市水道事業給水条例及び我孫子市下水道条例の一部を改正する条例の一部を訂正するものです。

次に、訂正箇所についてです。訂正した議案書の43ページを御覧ください。

利用者の皆様が水道料金改定前と改定後の御理解を深めていただくため、隔月検針及び隔月徴収等の施行日を令和8年6月1日から令和8年9月1日に訂正いたします。

具体的には、附則第1項第2号のとおり、第1条中我孫子市水道事業給水条例第22条料金の算定、第24条第1項使用水量及び用途の認定、及び第26条第1項料金の徴収の改正規定、並びに第2条中我孫子市下水道条例第15条使用料の徴収の改正規定の施行日を令和8年9月1日に訂正いたします。

以上で、訂正箇所の説明は終わります。十分な御審議の上御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（山下佳代君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（坂巻宗男君） 1点だけ指摘をさせていただきます。

この議案につきましては、前回のこの委員会の際にいろいろと質疑をさせていただきました。一番市民の方から見ると経済的負担と精神的負担というような形の今回条例改正なんではないかと。いわゆる精神的負担というのは、今まで1か月ごとだった検針が2か月に1回に変わって、1か月ごと支払えばよかった料金が2か月で倍の形で来ると。しかも、ある意味では値上がりしたものが来るというふうなことの負担感であるとか、月ごとのやりくりみたいなこと、そういったものがあるんだろうということの指摘があり、あるいは委員外議員の方からの発言なども踏まえて、その点においては、今回、訂正がなされて、そういった隔月を少し後ろに倒して、市民の方が新しい料金に慣れる期間等々の負担を少なくしようということの改善がなされたんだろうというふうに思っております。その点はよかったなというふうに思っています。

一方で、もう一つ経済的な負担ということで、私は31.8%の今回の使用料の改定については、

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

令和6年の決算を踏まえると、剰余金が、我々が勉強会で説明を受けていたときよりも上振れをしてくると。私これ、約5億円ということで、この間お話してて、土屋課長のほうからは4億4,000万円ぐらいだというお話あって、私も改めて計算したら、確かに4億4,000万円程度なんですけれども。いずれにしてもこの4億4,000万円を原資に、この令和8年から10年間の3年間、それを料金改定を下げのための原資に使うことにすれば、これは二十数%の改定率に下げることができるだろうと。

私はそういう令和6年の決算を踏まえた数値というものを見たときに、31.8%、決算でも令和6年決算から、いわゆる水の使用料といわゆる供給単価、給水原価等々の逆ざや現象が起きているから、値上げしなくちゃならないというのはもう十分理解はしているし、皆さんが積み上げてきた数値というのも一つあるのは分かっているんですが、一方では、我々が勉強会等で説明を受けてきたときとは異なるこの留保資金の残高というものが数億円ある以上は、私はそれをもう一度、原資にした料金改定の一つのプラン、シミュレーションを示していただいて、その2案、それが3案になるのか分かりませんが、31.8と、もう少し少ない二十数%などで比較をした上で判断をさせていただきたいというふうなことを前回も言わせていただいて、その考えに、決算委員会なども踏まえても私としては変わりがないところでありますので、私としてはこの議案については継続審査という形で諮っていただいて、私はその上で新しいシミュレーションをつくっていただいて、もう一度判断をさせていただきたいと、このように考えているところです。

以上です。答弁は結構です。

○委員（船橋優君） 私のほうも今の委員が言われたように、昨年度の勉強会では、令和7年度からは間違いなく水道料金を上げなきゃいけないと。そのときに聞いていたのは約2割だということを感じていましたけど、今回31.何%だということで、ちょっとびっくりしましたのでね。

やはりもうちょっとこの上げ率を3割上げるとなると、諸物価がいろんなことで上がっていますが、1割とかそこら辺だったらまだ市民の人も何とかと思うんですけど、一気に3割も上がるといって、単価が安い、数字がどうのこうのじゃなくて、この割でびっくりしていると思うんで、もうちょっと何か考えてもらいたいと思います。

答弁は、要らないです。

○委員（西垣一郎君） 6月から9月に変更ということですがけれども、隔月検針の導入というところですがけれども、経費的にどれぐらい変わるのか。本来であれば早く始めていけば、その分経費も浮いたと思うんですがけれども、その辺の経費の算出について御説明いただければと思います。

○給水課長（住安巖君） こちらのほう、今回2か月検針を延ばすに当たって、1か月当たりの経費なんですけど、まず検針経費というのがございまして、検針員さんですとか、あとは検針員さんの管理費ですとか、あと帳票用紙の発行ですとかの費用で、約なんですけど、そこで月当たり280万

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

円。あとはいろいろ納付書ですとか、そういったものの郵送費のところで約65万円。あとは銀行の振り込みですとかデータ移行とかの手数料なんですけど、そちらのほうで約90万円。

ここで6月から3か月延ばすので、そこでちょっとデータの移行ですとか、そういったところでの経費をプラスすると月で約500万円ぐらいということで一応考えております。

○委員（西垣一郎君）　じゃ、9月になるということで、1,500万円ということでよろしいでしょうか。

○給水課長（住安巖君）　約そのぐらいかかるということで考えております。

○委員（西垣一郎君）　9月1日ということになってはいますけれども、これが8月1日に前倒しできなかったのかどうかというところをちょっとお尋ねしたいんですけど、そこはいかがなんでしょうか。

○給水課長（住安巖君）　今回3か月ということでお示しさせていただいたんですが、2か月という考え方もあったのですが、ここはやはりいただいた御意見で、御利用いただく利用者の皆様への周知ということ、もちろん御可決いただいた後から周知はもちろん丁寧に始めるつもりなんですけど、ここで約2か月より3か月ということで少し長めに取らせていただいて、市民の皆様を知っていただくという形で期間を取らせていただきました。

○委員（西垣一郎君）　周知が長いほうが理解していただけるような方が増える可能性もあるので、負担感を重いつて感じる方については、それはそっちのほうが助かると思います。

その一方で、当初6月でしたけれども、8月でも7月でもあれなんですけれども、よくよく水道局の広報を見て理解をしていただいて、それでもこの隔月検針の新たな導入によって経費が増えてしまうという現実がありますけれども、それに対して市民の皆さん方から、何でこれ1,500万円負担することになるんですかというふうに尋ねられた場合、水道局としてはどういうふうに答えるんですか。

○給水課長（住安巖君）　確かに延ばすと、その分経費の削減という部分でかかってしまうところは出てきます。その中で、今回料金改定と2か月検針を始めるということが、多少期間をずらすということを考えていたんですが、重なってしまうというところ。その説明についても、6月からという時点でも周知という部分で考えてはいたんですが、そのところでさらにやはり費用がかかっても、その負担感ですとか、2か月に一遍なったときの金額の増え方ですとかを御理解いただくというところを考えると延ばさせていただいたという形で、説明させていただきたいと思います。

○委員（西垣一郎君）　そこについては納得していただける方もいらっしゃるでしょうし、そうじゃない方もいらっしゃるのかなというふうに、私は率直に言って思います。

それと、この偶数月と奇数月というふうに分かれていますけれども、検針の仕方について工夫の余地があるんじゃないかということで、急遽この間ちょっとお聞きしたんですけども、その辺で

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

何か経費削減できるだとか、そういった点ってあるんでしょうか。

○給水課長補佐（洞毛秀男君） 検針のシミュレーションというところになるんですけども、複数案を検討していた中で、例えば現状のとおり毎月検針があったり、あとは検針を隔月にして毎月の料金請求であったり、例えば、隔月の検針、隔月請求に当たって、それを半分に分けるんじゃないかと一括でやったりというところもありますけれども、それぞれ隔月検針、隔月徴収に比べてコストが増大する。例えば、毎月に検針をしたりする場合ですと、検針員の費用がかかるだとか、あとは毎月に請求した場合には納付書の郵送料がかかってしまうとか、あと例えば、2つに分けずにどちらか一月に検針をした場合となってしまうと、こちらに関しては検針員さんが今成り手が少ないというところもあったりして、その確保が難しい中で、1か月に全ての戸数を検針するとなると、労力的には増えてしまうというところがありますので、その辺も踏まえて今回提案させていただくのは、2か月に1回の検針、2か月に1回の徴収、また、それを半分ずつ市内全域を半分に分けて検針徴収を行っていくという手法を考えております。

○委員（西垣一郎君） じゃ、御提案いただいている案の形態がベストということで理解してよろしいんですね。

○給水課長補佐（洞毛秀男君） はい、そのように考えております。

○委員（西垣一郎君） それと最後、隔月検針の導入を遅らせるということで、経費の面がちょっと増えますけれども、この負担が増えた分については、これは後々原価なんかに乗っけたりされるんでしょうか。

○給水課長（住安巖君） 今回延ばすことに関しての費用なんですけど、当初、削減を見込めたところの費用となりますので、そちらのほう、もちろんこれから2か月検針を始めたときの経費の削減が出てきますので、そういったところで削減していけるかなというふうには考えております。

○委員長（山下佳代君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

議案第6号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時27分開議

○委員長（山下佳代君） 再開いたします。

議案に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（山下佳代君） ないものと認めます。

これより順次採決いたします。

議案第 6 号、我孫子市水道事業給水条例及び我孫子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、閉会中の継続審査とすることに賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（山下佳代君） 起立少数と認めます。

継続審査とすることについて過半数の賛成が得られませんので、続いてお諮りいたします。

議案第 6 号、我孫子市水道事業給水条例及び我孫子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（山下佳代君） 起立多数と認めます。

よって、議案第 6 号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第 3 号、我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（山下佳代君） 起立多数と認めます。

よって、議案第 3 号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会を散会いたします。

午後 2 時 2 9 分散会